

旭川市雪対策審議会について

1 雪対策審議会の概要

旭川市雪対策審議会は、雪対策の推進に関する基本的な計画その他重要な事項について調査審議するため、旭川市雪対策審議会条例に基づき令和2年度から設置されている旭川市の附属機関で、委員の任期及び人数、構成は次のとおりとなっている。

現在の任期における主な審議事項は、令和4年1月に改定した旭川市雪対策基本計画及び、同基本計画アクションプログラム（実行計画）の進捗管理のほか、（仮称）旭川市雪対策基本条例の制定に向けた条例案、条例に基づく取組等について論議する予定である。

○任期 委嘱の日から2年間
現委員の任期は令和4年12月16日～令和6年12月15日

○人数 15人

学識経験者	旭川大学 寒地土木研究所 北海道立総合研究機構建築研究本部
関係行政機関の職員	北海道警察旭川方面本部交通課
市長が適当と認めた者	旭川市総合除雪連絡協議会 旭川市社会福祉協議会 旭川除排雪業者ネットワーク協議会 旭川地区バス協会 旭川地区トラック協会 旭川地区ハイヤー協会 旭川市市民委員会連絡協議会 旭川市PTA連合会
公募委員	3人

2 スケジュール（予定）

	R5年度												R6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画管理		R4取組の評価検証		課題の検討					R5取組の説明	取組中間報告				R5取組の評価検証		課題の検討				R6取組の説明		取組中間報告		
条例		条例審議		条例案審議					R5取組の説明	取組中間報告				R5取組の評価検証		課題の検討				R6取組の説明		取組中間報告		